

## 令和9年度高知県議会モバイル回線等使用契約要求仕様書

### 1 業務名

令和9年度高知県議会モバイル回線等使用契約

### 2 目的

高知県議会棟内外でアプリを利用した文書の作成・印刷、インターネット検索による情報を得るほか、Google ドライブを経由する電子ファイルのやりとり、ペーパーレス会議システムの利用、Web 会議への参加できるなどの環境を整備する。

### 3 回線使用期間

70台：13インチ iPad Air (M4) Wi-Fi+セルラーモデル

令和9年4月1日から令和13年4月30日まで

・詳細については、7に定める仕様を満たすものとする。

### 4 納入期限及び納入場所

・期限：令和9年3月31日（水） 午後5時

・場所：高知県議会事務局議事課

（高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県議会議会棟）

### 5 納入方法

令和9年4月1日からモバイル回線が利用可能になるようタブレット端末にてインターネット通信をする上で必要な情報を事前に受注者（以下「乙」という。）から高知県議会事務局（以下「甲」という。）に伝えて甲が設定作業をすること。また、乙はeSIMの番号等を一覧整理された管理表を納品すること。設定作業で不明な点等が発生した場合は、乙は電話等で後方支援を行うこと。

また、書類（紙媒体）は、A4判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの1部（原本1部）を提出する。なお、電子データについてはウィルス対策ソフトによりスキャンを実施しておくこと。

### 6 通信契約者等の条件

MVNO（仮想移動体通信事業者/Mobile Virtual Network Operator）ではなく、MNO（移動体通信事業者/Mobile Network Operator）が提供する移動通信サービスを採用すること。

## 7 機能及び性能等に関する仕様

別紙「機能等仕様書」の仕様を満たすこと。

## 8 支払方法

「3 回線使用期間」の回線使用料については、月払い（翌月払い）とする。

なお、回線使用料は別紙「機能等仕様書」（2）タブレット端末と合算して支払うものとする。

また、契約期間中に、ブロードバンドユニバーサルサービス料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料等が変更となる場合、別途協議を行うものとする。

## 9 その他

- （1）本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。
- （2）乙は業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。
- （3）初期設定（タブレット端末へのeSIM設定に必要な情報提供、後方支援）が必要な場合は甲乙が協議を行い、乙が対応すること。
- （4）eSIMは管理番号等にて管理する想定とし、詳細な管理方法は契約後に協議の上で決定する。
- （5）契約期間終了後、乙は新規事業者に業務引継ぎを行う必要がある場合には、甲が引き続き円滑な利用が図れるよう最大限協力すること。

## 10 担当部署

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県議会事務局議事課 岡本、横山

TEL：088-823-9536

機能等仕様書

1. 仕様要件

本事業で調達するモバイル回線は以下の通りとする。

(1) モバイル回線

①回線数

70回線

②利用期間

令和9年4月1日から令和13年4月30日まで

③容量

7GB以上/回線または無制限プラン

容量は本契約内でシェア可能とし全体で490GB以上または無制限プランとする。

④利用容量

シェアプランで契約の場合は、管理コンソール画面等を用いて、回線毎に時系列(日次)で管理可能とすること。無制限プランによる契約とする場合は月次にて回線ごとにデータ利用量を報告すること。

⑤シェア容量(490GB)への追加について

ア. 追加請求が発生する場合

受注者(以下「乙」という。)は、あらかじめ高知県議会事務局(以下「甲」という。)との協議により設定した「しきい値」(例: 1段階目400GB、2段階目450GBなど)を超過した場合、速やかに甲に対しメール及び電話にて通知し、シェア容量の追加の可否について事前の協議を行うこととする。

また、事前の協議がない場合、超過分は追加請求の対象外とする。

なお、シェア容量(490GB)を超過した場合のモバイル回線の通信速度は、超過する前と変わらない条件とする。

イ. 追加請求が発生しない場合

あらかじめ通知された通信速度により利用を継続する。

ウ. 無制限プランの場合

データ利用量による追加請求は発生しないこととし、「しきい値」の設定等の運用は不要とする。

⑥国外での通信利用料について

国外で発生する通信利用料については、別途、甲乙において協議を行う。

⑦保守について

ア. eSIMの障害等対応

e S I M障害についてはスポット保守とする。なお、甲の責によらないe S I Mの再発行等の対応は乙にて無償で対応すること。

イ．問合せ対応

利用期間中は甲からの問合せについて、乙は平日の08:30-17:00の間電話にて対応可能とする。

なお、問合せ先を記載した保守等体制図を提出すること。

(2) タブレット端末

本事業で調達するタブレット端末は以下の通りとする。

- ① タブレット端末は賃貸借契約とする。
- ② 賃貸借期間は、令和9年4月1日から令和13年4月30日までとする。
- ③ 導入台数は70台とする。
- ④ 納入期限及び納入場所
  - ・ 期限：令和9年3月31日（水） 午後5時
  - ・ 場所：高知県議会事務局議事課

（高知県高知市丸ノ内1-2-20 高知県議会議会棟）

⑤ 機能及び性能等に関する仕様

タブレット端末の機能及び性能等の仕様については以下のとおりとする。なお、導入時期により、以下の仕様の製品がモデルチェンジなどの影響がある場合においては甲と協議の上で後継機などにて納入する旨の承認等を受けること。

| 項目    | 内容・条件等                                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機種    | iPad Air (M4)<br>※中古品は不可とする。                                                                                                                  |
| 画面サイズ | 13 インチ                                                                                                                                        |
| 通信方式  | Wi-Fi＋セルラーモデル                                                                                                                                 |
| 台数    | 70 台                                                                                                                                          |
| ストレージ | 128GB 以上                                                                                                                                      |
| 色指定   | 指定しない。<br>可能であれば同一色であること。                                                                                                                     |
| その他   | ①USB-C充電ケーブル 1 mを添付すること。<br>②20W USB-C電源アダプタを添付すること。<br>③機器のアフターサービス及びメンテナンス等の迅速な対応が可能であること。(MDM管理は除く)<br>④端末の修理が必要となった場合に、契約期間において原則無償で修理又は同 |

|  |                                                                                                                     |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>等機種 of 代替品への交換を行うことができる補償をつけること。</p> <p>⑤盗難、紛失時に、代替品を用意し速やかに届けることができる補償をつけること。有償になる場合は、事前に高知県議会事務局長の了解を得ること。</p> |
|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

⑥ 支払方法

借入費用の請求は毎月一回、同額を支払うものとする。

⑦ その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。
- ・ 本仕様書の条件に従い、納品期限までに納入場所へ梱包した状態で搬入すること。
- ・ 搬入日時は、事前に高知県議会事務局と調整し、決定すること。
- ・ 液晶保護シート、カバー付きキーボード、カバー、Apple Pencil Pro は甲が別途用意する。
- ・ 借入契約後、高知県議会事務局から受託者に液晶保護シート 70 枚を渡す。この液晶保護シートをタブレットに貼り付けすること。
- ・ 1 台毎に管理番号を付することとし、その番号をタブレット端末にラベルを貼り付けすること。
- ・ 機器の保証書は、一式にして甲に納入すること。
- ・ 管理番号、シリアル番号、Wi-Fi アドレス等、甲において確認が可能となるよう、一覧表を作成し、電子データで納品すること。
- ・ タブレット端末の保守運用経費は含まないこととする。
- ・ 賃貸借期間満了後は、甲の指示に従い、タブレット端末の回収を乙が行うこと。